

高知県内の中小企業
・小規模事業者向け

令和8年度

業務改善助成金のご案内

申請期間は令和8年9月1日から！

業務改善助成金の概要

業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を50円以上引き上げた中小企業・小規模事業者が、業務の効率化や生産性の向上に資する設備投資等を行った場合に、その費用の**4/5**又は**3/4**を助成する制度で、賃上げの原資を中・長期的に確保できるよう企業内の生産性を高めていくことを目的としている助成金です。

助成上限額は、コース区分及び引き上げ労働者数に応じて上限額が定められており、事業主単位で**最大600万円**となっております。なお、対象事業者は、

- ・中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・事業場内最低賃金が令和8年度改定後の地域別最低賃金未満であること
- ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の条件を満たす必要があります。

業務の効率化につながる設備投資等の費用助成例

【POSレジ、釣銭機、券売機】

対応時間の短縮



【業務用電気機器、配膳用ロボット】

調理等の効率化



【勤怠・給与管理ソフト】

勤怠・給与計算の効率化



【電動リフト・特種(8ナンバー)・福祉車両】

生産性向上、作業時間の短縮



【フォークリフト・移動式クレーンなど】

作業時間の短縮、効率化



【監視カメラ】

警備業務の効率化



【ネット予約決済システム】

電話対応時間の短縮



【電動車いす・スロープ】

介助作業効率の向上



【デジタルタコメーター】

時間・速度管理の短縮



【産業用ロボット】

生産性の向上



【トラクター】

作業時間の短縮



【ミニドラグ・ショベル】

生産性の向上



助成例は業種によって様々なものが考えられますが、業務が改善することが必要となります。不明な点がある場合には事前にご相談ください。

助成金受給要件（高知県最低賃金**1,023円**）★

- 事業場内最低賃金が令和8年度改定後の地域別最低賃金未満の労働者を使用していること。
- 事業場内の最低賃金を50円以上引き上げること。
 - ・業務の改善(設備投資等)の実施は交付決定後に行う必要があります。
 - ・引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となります。

★令和7年12月1日～適用の最低賃金に基づく記載です。

申請期限
R8.9.1～

令和8年度高知県最低賃金の発効日の前日（又はR8.11.30のいずれか早い日）

事業完了期限：R9.1.31

引き上げ労働者数の考え方

＜例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合＞



A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可

B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可

C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ申請コース以上賃金を引き上げているので算入可

D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可

助成率

引き上げ対象労働者の最も低い賃金額が

① 1,050円未満★であれば、

助成率：4/5(80%)

② 1,050円以上★であれば、

助成率：3/4(75%)

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合特例事業者となります。②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 事業場内最低賃金が1,050円未満

② 物価高騰等要件（原材料費高騰等の外的要因により申請前6か月平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント以上低下している事業者）

コース区分	賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額 単位：万円					
	1人	2～3人	4～5人	6～7人	8人以上	10人以上 ※
50円	30(40)	40(70)	70(70)	90(90)	110(110)	130(130)
70円	40(50)	50(100)	130(130)	180(180)	230(230)	300(300)
90円	90(100)	150(240)	270(270)	360(360)	450(450)	600(600)

() 内は事業場規模30人未満の場合の上限額

※10人以上の上限区分は、特例事業者が10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合対象になります。

手続きフローチャート

事業主

申請書の作成、提出

・申請書（添付資料）には以下の計画を記載する。

- ① 賃金引き上げ計画の策定（賃金台帳等）
- ② 事業実施計画の策定（設備・器具の導入等）
- ③ 見積書（相見積書）

・申請書を労働局へ提出する。

労働局

審査、交付決定（3か月程度）

労働局において申請書の審査を行い、適正であれば助成金の交付決定を行う。

事業主

計画の実施（1～3か月程度）

事業主が計画に基づき、

- ① 業務改善（設備導入等）
- ② 助成対象経費の支払い
- ③ 賃金引き上げを実施する。

賃金引き上げは申請書提出後であれば、交付決定前に実施してもよい。
※1月31日までに計画を完了する必要あり。

事業主

実績報告書の作成、支給申請書の提出（提出期限：事業完了後1か月または3/31のいずれか早い日）

・実績報告書には以下を記載する。

- ① 事業実施計画の実施結果
- ② 助成対象経費の支払い結果
- ③ 賃金引き上げ状況

・実績報告書を労働局へ提出する。

労働局

審査、金額確定（20日程度）

労働局において実績報告書の審査※を行い、助成金の金額を確定する。

- ※① 業務改善（設備導入等）及び費用額の確認
② 賃金引き上げの確認

助成金の支給

状況報告の提出

★令和7年12月1日～適用の最低賃金に基づく記載です。

厚生労働省

高知労働局

業務改善助成金

検索



【制度のお問い合わせ先】【ワンストップ相談窓口】

業務改善助成金

コールセンター

Tel0120-366-440

高知働き方改革

推進支援センター

Tel0120-899-869

就業規則、賃金台帳などの必要書類を確認するため訪問などにも対応しています。

【申請先】

高知労働局

雇用環境・均等室

Tel088-885-6041